

様式第4号（第6条関係）

違反対象物一覧表

令和6年8月5日現在

法：消防法（昭和23年7月24日法律第186号）

| 防火対象物の名称 | 防火対象物の所在地 | 違反の内容 | | 公表年月日 | 管轄消防署 | その他 |
|------------|--|-------------|----------------|------------------|--------|-----|
| | | 違反指摘事項 | 根拠法令等の条項 | | | |
| 株式会社八幡屋呉服店 | 松阪市日野町 589 番地 1、 590 番地 1、590 番地 2、 590 番地 3、590 番地 4、 590 番地 5 | 屋内消火栓設備未設置 | 法第 17 条第 1 項 | 令和 4 年 11 月 11 日 | 松阪南消防署 | |
| プラザイン 8 | 松阪市 駅部田町 字 花岡 1872 番地 1、1875 番地 1 | 自動火災報知設備未設置 | 法第 17 条第 1 項 | 令和 6 年 2 月 26 日 | 松阪南消防署 | |
| A-studio | 松阪市 愛宕町 三丁目 10 番地 | 自動火災報知設備未設置 | 法第 17 条第 1 項 | 令和 6 年 3 月 26 日 | 松阪南消防署 | |
| 東京書店 松阪店 | 松阪市 大口町 字 西 108 番 地、109 番地 | 屋内消火栓設備未設置 | 消防法第 17 条第 1 項 | 令和 6 年 8 月 3 日 | 松阪中消防署 | |